

令和 3 年 第 3 回

さくら市議会臨時会議案書

付 議 事 件

第 3 回臨時会

番号	事 件 名	提案者	ページ
	さくら市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について		
	栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について		
1	専決処分の承認を求めることについて（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）	市 長	P 3
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例等の一部改正）	"	P 39
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）	"	P 49
4	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 15 号））	"	P 52
5	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号））	"	P 76
6	押上小学校大規模改造工事請負契約について	"	P 96

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 2 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 3 年 5 月 13 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分書

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 14 号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年さくら市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない

い。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号本文中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。）」を加え、同条第20号の次に次の1号を加える。

(20の2) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費のサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣の定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ること。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための

方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 24 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 24 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 25 条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 30 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 32 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち居宅介護サービス計画費及び特例居宅介護サービス計画費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 34 条を第 35 条とし、第 33 条の次に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第 34 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 10 条（第 33 条において準用する場合を含む。）及び第 16 条第 27 号（第 33 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下

「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年さくら市条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準(第196条―第202条)」を
「第4節 運営に関する基準(第196条―第202条)」

第10章 雑則(第203条・第204条) 』に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 32 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第 32 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 33 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防

及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
第 34 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 39 条第 1 項中「市の職員」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員」に改め、「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族(以下この項、第 59 条の 17 第 1 項及び第 87 条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第 40 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 40 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 42 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第42条第2項中「5年間」の次に「(第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間)」を加える。

第47条第1項第1号本文中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号本文中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本

文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外

の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 58 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 58 条第 2 項中「5 年間」の次に「(第 4 号及び第 5 号に掲げる記録にあっては、2 年間)」を加える。

第 59 条中「第 33 条」を「第 32 条の 2」に、「、第 40 条及び第 41 条」を「及び第 40 条から第 41 条まで」に、「第 33 条第 1 項及び第 34 条」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 33 条第 1 項並びに第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 59 条の 12 中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 59 条の 13 第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 59 条の 13 に次の 1 項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 59 条の 15 に次の 1 項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 59 条の 16 第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 59 条の 17 第 1 項中「市の職員」を「指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員」に改め、「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第 59 条の 19 第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 59 条の 19 第 2 項中「2 年間」を「5 年間（第 4 号及び第 5 号に掲げる記録にあっては、2 年間）」に改める。

第 59 条の 20 中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を、「規程」と、「の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第 59 条の 20 の 3 中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を加え、「第 34 条において」を「第 34 条第 1 項において」に、「第 34 条中」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に、「及び第 59 条の 13 第 3 項」を「、第 59 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 59 条

の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 59 条の 34 中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 59 条の 36 第 1 項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 59 条の 37 第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 59 条の 37 第 2 項中「2 年間」を「5 年間 (第 5 号及び第 6 号に掲げる記録にあっては、2 年間)」に改める。

第 59 条の 38 中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を加え、「第 34 条中」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 34 条第 1 項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第 59 条の 13 第 3 項」の次に「及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第 64 条第 1 項中「又は施設」の次に「(第 66 条第 1 項ただし書において「本体事業所等」という。)」を加える。

第 65 条第 2 項中「第 82 条第 7 項」の次に「、第 110 条第 9 項」を加える。

第 66 条第 1 項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「従事することが」の次に「、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することが」を加える。

第 73 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 79 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 79 条第 2 項中「5 年間」の次に「(第 4 号及び第 5 号に掲げる記録にあっては、2 年間)」を加える。

第 80 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を加え、「及び第 34 条」を「、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「認知症対応型通所介護従業者」との次に「、第 59 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を加える。

第 82 条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第 83 条第 3 項中「第 111 条第 2 項」を「第 111 条第 3 項」に改める。

第 87 条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第 100 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 101 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終

期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第107条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第107条第2項中「5年間」の次に「(第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間)」を加える。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「とあり、並びに第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」を削り、「第5章第4節」と」の次に「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を加える。

第110条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共

同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、省令第90条第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条第2項中「第91条第2項」を「第91条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項本文中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、「従業員」を「従業者」に改め、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条本文中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、

全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 123 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 127 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 127 条第 2 項中「5 年間」の次に「(第 5 号及び第 6 号に掲げる記録にあっては、2 年間)」を加える。

第 128 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「、第 41 条」を「から第 41 条まで」に、「及び第 34 条」を「、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「第 6 章第 4 節」との次に「、第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第 138 条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 145 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 146 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 146 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 148 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 148 条第 2 項中「5 年間」の次に「(第 6 号及び第 7 号に掲げる記録にあつては、2 年間)」を加える。

第 149 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「、第 41 条」を「から第 41 条まで」に、「第 34 条」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「第 7 章第 4 節」との次に「、第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第 151 条に見出しとして「(従業者の員数)」を付し、同条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第 151 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 3 項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第 151 条第 8 項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 1 号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第 2 号から第 4 号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第 13 項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「栄養士又は」を「栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

第 157 条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 158 条第 6 項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第 163 条の次に次の 2 条を加える。

(栄養管理)

第 163 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第 163 条の 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 168 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 169 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 169 条に次の 1 項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 171 条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第176条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第176条第2項中「5年間」の次に「(第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)」を加える。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「規程」と、の次に「、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条に見出しとして「(設備)」を付し、同条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有す

る者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
第 187 条に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 189 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条」の次に「、第 40 条の 2」を加え、「規程」と、の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 191 条第 11 項ただし書中「前項各号」を「第 7 項各号」に改める。

第 201 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 201 条第 2 項中「5 年間」の次に「(第 8 号及び第 9 号に掲げる記録にあっては、2 年間)」を加える。

第 202 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「、第 41 条」を「から第 41 条まで」に、「及び第 34 条」を「、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「第 59 条の 13 第 3 項」の次に「及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

本則に次の 1 章を加える。

第 10 章 雑則

(電磁的記録等)

第 203 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識するこ

とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第204条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 第3条 さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年さくら市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない

い。

第 20 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第 21 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第 23 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症

の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 24 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 29 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 31 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 33 条第 9 号本文中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。）」を加える。

第 36 条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第 37 条とし、第 35 条の次に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第 36 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 10 条（第 35 条において準用する場合を含む。）及び第 33 条第 26 号（第 35 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たたる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年さくら市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 87 条―第 90 条）」を「第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 87 条―第 90 条）
第 5 章 雑則（第 91 条・第 92 条）
」に

改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、

虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 8 条第 1 項中「又は施設」の次に「(第 10 条第 1 項ただし書において「本体事業所等」という。)」を加える。

第 9 条第 2 項中「同条第 7 項」の次に「及び第 71 条第 9 項」を加える。

第 10 条第 1 項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「従事することが」の次に「、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することが」を加える。

第 27 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 28 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 28 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 28 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 28 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対

応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 30 条の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 31 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 32 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 37 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 37 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 39 条第 1 項中「市職員」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員」に改め、「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族(以下この項及び第 49 条において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第 40 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 40 条第 2 項中「5 年間」の次に「(第 4 号及び第 5 号に掲げる記録にあっては、2 年間)」を加える。

第 44 条第 6 項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施

設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第64条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第64条第2項中「5年間」の次に「(第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間)」を加える。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあ

るのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、」を削る。

第71条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、省令第70条第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条第2項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第 74 条第 1 項本文中「又は 2」を「以上 3 以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2）」に改め、同項ただし書を削る。

第 78 条第 3 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 79 条本文中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第 80 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 81 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 81 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 85 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 85 条第 2 項中「5 年間」の次に「(第 5 号及び第 6 号に掲げる記録にあつては、2 年間)」を加える。

第 86 条中「第 26 条」の次に「、第 28 条の 2」を加え、「、第 37 条

(第4項を除く。)、第38条、第39条(第5項)を「から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項)に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第 92 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第 16 条第 20 号の次に 1 号を加える改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後のさくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第 3 条第 5 項及び第 30 条の 2（新指定居宅介護支援等基準条例第 33 条において準用する場合を含む。）、第 2 条の規定による改正後のさくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 40 条の 2（新地域密着型サービス基準条例第 59 条、第 59 条の 20、第 59 条の 20 の 3、第 59 条の 38、第 80 条、第 108 条、第 128 条、第 149 条、第 177 条、第 189 条及び第 202 条において準用する場合を含む。）、第 3 条の規定による改正後のさくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第 3 条第 5 項及び第 29 条の 2（新指定介護予防支援等基準条例第 35 条において準用する場合を含む。）並びに第 4 条の規定による改正後のさくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 37 条の 2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅介護支援等基準条例第 21 条（新指定居宅介護支援等基準条例第 33 条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第 31 条、第 55 条、第 59 条の 12（新地域密着型サー

ビス基準条例第 59 条の 20 の 3 において準用する場合を含む。)、第 59 条の 34、第 73 条、第 100 条(新地域密着型サービス基準条例第 202 条において準用する場合を含む。)、第 122 条、第 145 条、第 168 条及び第 186 条、新指定介護予防支援等基準条例第 20 条(新指定介護予防支援等基準条例第 35 条において準用する場合を含む。)並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第 27 条、第 57 条及び第 80 条の規定の適用についてはこれらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第 22 条の 2(新指定居宅介護支援等基準条例第 33 条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準条例第 32 条の 2(新地域密着型サービス基準条例第 59 条、第 59 条の 20、第 59 条の 20 の 3、第 59 条の 38、第 80 条、第 108 条、第 128 条、第 149 条、第 177 条、第 189 条及び第 202 条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第 21 条の 2(新指定介護予防支援等基準条例第 35 条において準用する場合を含む。)及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第 28 条の 2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第 24 条の 2(新指定居宅介護支援等基準条例第 33 条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準条例第 33 条第 3 項(新地域密着型サービス基準条例第 59 条において準用する場合を含む。)及び第 59 条の 16 第 2 項(新地域密着型サービス基準条例第 59 条の 20 の 3、第 59 条の 38、第 80 条、第 108 条、第 128 条、第 149 条及び第 202 条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援

等基準条例第23条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 施行日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、第2条の規定による改正前のさくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第180条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス

基準条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に関する経過措置)

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 10 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 11 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(記録の整備に係る経過措置)

- 12 新指定居宅介護支援等基準条例第32条第1項の規定、新地域密着型サービス基準条例第42条、第58条、第59条の19、第59条の37、第79条、第107条、第127条、第148条、第176条及び第201条の規定、新指定介護予防支援等基準条例第31条第1項の規定並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第40条、第64条及び第85条の規定は、それぞれ施行日後に完結した指定介護予防支援、指定地域密着型サービス等、指定居宅介護支援並びに指定地域密着型介護予防サービス等の提供に関する記録について適用し、同日前に完結したこれらの提供に関する記録については、なお従前の例による。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 3 号 さくら市税条例等の一部を改正する条例

令和 3 年 5 月 13 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 3 号

専決処分書

さくら市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 15 号

さくら市税条例等の一部を改正する条例

(さくら市税条例の一部改正)

第 1 条 さくら市税条例（平成 17 年さくら市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 53 条の 9 第 3 項」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 4 項中「所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 53 条の 8 第 1 項第 1 号中「この条、次条第 2 項及び」を「この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに」に改める。

第 53 条の 9 に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 におい

て準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16

項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 20 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 24 項を削り、同条第 25 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同条第 26 項を第 24 項とし、同条第 27 項を第 25 項とする。

附則第 10 条の 4 第 2 項中「令和元年度分及び令和 2 年度分」を「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 10 条の 5 法附則第 16 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日（第 54 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 16 条の 3 第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3 月 1 日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 5 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 30 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 3 第 1 項（同

条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第 16 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和 3 年度分及び令和 4 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。
- 3 法附則第 16 条の 3 第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
 - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 3 第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第 16 条の 3 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第 16 条の 3 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地であ

る特定被災共用土地に」とする。

附則第 11 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第 15 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 15 条の 2 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

附則第 15 条の 2 の 2 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 16 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改め、同条第 2 項中「、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 3 項中「この項及び次項」を「この条」

に改め、「、当該ガソリン軽自動車は平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 4 項中「、当該ガソリン軽自動車は平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の 3 項を加える。

6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改める。

附則第 22 条第 2 項中「令和 3 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 26 条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

(さくら市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 さくら市税条例の一部を改正する条例(令和 2 年さくら市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち、さくら市税条例第 48 条第 10 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 52 項」を「第 321 条の 8 第 60 項」に、「同条第 52 項」を「同条第 60 項」に改め、同条第 16 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 61 項」を「第 321 条の 8 第 69 項」に改める。

第 3 条のうち、さくら市税条例第 50 条第 4 項の改正規定中「又は第 31 項」に」の次に「、「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に」を加える。

第 3 条のうち、さくら市税条例第 52 条の改正規定中「第 52 条第 4 項」を「第 52 条第 3 項中「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項」に改める。

第 3 条のうち、さくら市税条例附則第 3 条の 2 第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後のさくら市税条例(以下「新条例」という。)第 36 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の

提供について適用し、施行日前に行った第 1 条の規定による改正前のさくら市税条例（次項において「旧条例」という。）第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第 15 条第 41 項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第 41 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第 41 項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第 41 項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第 41 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以降に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税

の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 4 号 さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 3 年 5 月 13 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 4 号

専決処分書

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 16 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成 17 年さくら市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 19 項」を「附則第 15 条第 16 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

附則第 10 項の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第 11 項「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和

4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第12項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度及び令和5年度分」に改める。

附則第13項及び第14項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第15項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第17項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさくら市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 1 号 令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 15 号）

令和 3 年 5 月 13 日提出

さくら市長 花塚 隆志

専決処分第 1 号 専決処分書

令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 15 号）

令和 2 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 15 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,115 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 246 億 2,116 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
	3 森 林 環 境 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
9 環 境 性 能 割 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金
11 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税
15 国 庫 支 出 金	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	3 委 託 金
18 寄 附 金	1 寄 附 金
19 繰 入 金	2 基 金 繰 入 金
21 諸 収 入	4 雑 入
22 市 債	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
208,000	2,244	210,244
60,000	△8,296	51,704
140,000	10,432	150,432
8,000	108	8,108
5,000	△487	4,513
5,000	△487	4,513
20,000	1,237	21,237
20,000	1,237	21,237
15,000	9,422	24,422
15,000	9,422	24,422
20,000	22,249	42,249
20,000	22,249	42,249
900,000	70,941	970,941
900,000	70,941	970,941
85,000	△7,069	77,931
85,000	△7,069	77,931
30,000	△10,151	19,849
30,000	△10,151	19,849
2,531,793	22,081	2,553,874
2,531,793	22,081	2,553,874
7,783,261	19,097	7,802,358
5,818,111	19,097	5,837,208
1,464,971	1,031	1,466,002
116,850	1,031	117,881
40,007	1,875	41,882
40,007	1,875	41,882
323,002	△2,239	320,763
303,604	△2,239	301,365
1,169,536	1,326	1,170,862
254,858	1,326	256,184
1,764,703	△120,400	1,644,303
1,764,703	△120,400	1,644,303
24,610,003	11,157	24,621,160

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
6 農林水産業費	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費
	2 道路橋梁費
	3 都市計画費
10 教育費	2 小学校費
	5 社会教育費
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,611,331	10,567	6,621,898
6,172,326	10,567	6,182,893
619,619	1,623	621,242
601,848	0	601,848
17,771	1,623	19,394
1,734,640	0	1,734,640
1,734,640	0	1,734,640
1,894,675	△2,400	1,892,275
139,365	0	139,365
709,060	0	709,060
995,246	△2,400	992,846
3,067,489	1,367	3,068,856
677,116	0	677,116
595,467	1,367	596,834
9,998	0	9,998
7,998	0	7,998
24,610,003	11,157	24,621,160

第 2 表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
庁舎非常用電源整備事業費	63,400	58,800	補正前に同じ		
減収補填債	157,900	53,800			
農道整備事業費	24,900	24,700			
急傾斜地崩壊対策事業費	5,400	4,900			
市道整備事業費	197,200	192,300			
都市公園施設更新事業費	20,500	19,300			
瀧澤家住宅保存事業費	20,800	19,700			
押上小学校校舎大規模改修事業費	275,000	274,000			
熟田小学校空調設置事業費	7,600	7,500			
農業用施設災害復旧事業費	6,900	5,400			
喜連川城温泉解体事業費	93,300	92,100			

令和2年度さくら市一般会計補正予算
(第15号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
2	地方譲与税	208,000
3	利子割交付金	5,000
4	配当割交付金	20,000
5	株式等譲渡所得割交付金	15,000
6	法人事業税交付金	20,000
7	地方消費税交付金	900,000
8	ゴルフ場利用税交付金	85,000
9	環境性能割交付金	30,000
11	地方交付税	2,531,793
15	国庫支出金	7,783,261
16	県支出金	1,464,971
18	寄附金	40,007
19	繰入金	323,002
21	諸収入	1,169,536
22	市債	1,764,703
	歳入合計	24,610,003

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
2,244	210,244	
△487	4,513	
1,237	21,237	
9,422	24,422	
22,249	42,249	
70,941	970,941	
△7,069	77,931	
△10,151	19,849	
22,081	2,553,874	
19,097	7,802,358	
1,031	1,466,002	
1,875	41,882	
△2,239	320,763	
1,326	1,170,862	
△120,400	1,644,303	
11,157	24,621,160	

歳出

款		補正前の額	補正額
2	総務費	6,611,331	10,567
6	農林水産業費	619,619	1,623
7	商工費	1,734,640	0
8	土木費	1,894,675	△2,400
10	教育費	3,067,489	1,367
11	災害復旧費	9,998	0
	歳出合計	24,610,003	11,157

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
6,621,898		△4,600		15,167	
621,242		△200		1,823	
1,734,640	19,297	△1,200		△18,097	
1,892,275	△1,200	△6,600		5,400	
3,068,856	1,000	△2,200	1,326	1,241	
9,998		△1,500		1,500	
24,621,160	19,097	△16,300	1,326	7,034	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	地方譲与税	208,000	2,244	210,244
	1 地方揮発油譲与税	60,000	△8,296	51,704
	1 地方揮発油譲与税	60,000	△8,296	51,704
	2 自動車重量譲与税	140,000	10,432	150,432
	1 自動車重量譲与税	140,000	10,432	150,432
	3 森林環境譲与税	8,000	108	8,108
	1 森林環境譲与税	8,000	108	8,108
3	利子割交付金	5,000	△487	4,513
	1 利子割交付金	5,000	△487	4,513
	1 利子割交付金	5,000	△487	4,513
4	配当割交付金	20,000	1,237	21,237
	1 配当割交付金	20,000	1,237	21,237
	1 配当割交付金	20,000	1,237	21,237
5	株式等譲渡所得割交付金	15,000	9,422	24,422
	1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	9,422	24,422
	1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	9,422	24,422
6	法人事業税交付金	20,000	22,249	42,249
	1 法人事業税交付金	20,000	22,249	42,249
	1 法人事業税交付金	20,000	22,249	42,249
7	地方消費税交付金	900,000	70,941	970,941
	1 地方消費税交付金	900,000	70,941	970,941
	1 地方消費税交付金	900,000	70,941	970,941
8	ゴルフ場利用税交付金	85,000	△7,069	77,931

2 地方譲与税
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 地方揮発油譲与税	△8,296	地方揮発油譲与税	△8,296
1 自動車重量譲与税	10,432	自動車重量譲与税	10,432
1 森林環境譲与税	108	森林環境譲与税	108

1 利子割交付金	△487	利子割交付金	△487

1 配当割交付金	1,237	配当割交付金	1,237

1 株式等譲渡所得割交付金	9,422	株式等譲渡所得割交付金	9,422

1 法人事業税交付金	22,249	法人事業税交付金	22,249

1 地方消費税交付金	70,941	地方消費税交付金 社会保障財源交付金	△134 71,075

--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	1	ゴルフ場利用税交付金	85,000	△7,069	77,931
		1 ゴルフ場利用税交付金	85,000	△7,069	77,931
9		環境性能割交付金	30,000	△10,151	19,849
	1	環境性能割交付金	30,000	△10,151	19,849
		1 環境性能割交付金	30,000	△10,151	19,849
11		地方交付税	2,531,793	22,081	2,553,874
	1	地方交付税	2,531,793	22,081	2,553,874
		1 地方交付税	2,531,793	22,081	2,553,874
15		国庫支出金	7,783,261	19,097	7,802,358
	2	国庫補助金	5,818,111	19,097	5,837,208
		1 総務費国庫補助金	4,965,281	19,297	4,984,578
		4 土木費国庫補助金	251,653	△1,200	250,453
		5 教育費国庫補助金	215,159	1,000	216,159
16		県支出金	1,464,971	1,031	1,466,002
	3	委託金	116,850	1,031	117,881
		1 総務費委託金	115,512	1,031	116,543
18		寄附金	40,007	1,875	41,882
	1	寄附金	40,007	1,875	41,882
		1 一般寄附金	3	1,792	1,795
		2 教育費寄附金	4	83	87
19		繰入金	323,002	△2,239	320,763
	2	基金繰入金	303,604	△2,239	301,365

節		説明	
区分	金額		
1 ゴルフ場利用税交付金	△7,069	ゴルフ場利用税交付金	△7,069
1 環境性能割交付金	△10,151	環境性能割交付金	△10,151
1 地方交付税	22,081	特別交付税 震災復興特別交付税	20,711 1,370
1 総務費補助金	19,297	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	19,297
2 都市整備費補助金	△1,200	公園施設長寿命化対策支援事業（防災・安全交付金） （1/2）	△1,200
5 学校建設費補助金	1,000	学校施設環境改善交付金	1,000
1 総務管理費委託金	1,031	市町村総合交付金	1,031
1 一般寄附金	1,792	早乙女桜並木再整備募金	1,792
4 社会教育費寄附金	83	ミュージアム寄附金	83

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	2 減債基金繰入金	258,567	△2,239	256,328

21	諸収入	1,169,536	1,326	1,170,862
	4 雑入	254,858	1,326	256,184
	2 雑入	254,853	1,326	256,179

22	市債	1,764,703	△120,400	1,644,303
	1 市債	1,764,703	△120,400	1,644,303
	1 総務債	933,403	△108,700	824,703
	4 農林水産業債	24,900	△200	24,700
	5 土木債	237,600	△6,600	231,000
	7 教育債	433,500	△2,200	431,300
	8 災害復旧事業債	6,900	△1,500	5,400
	9 商工債	93,300	△1,200	92,100

節		説明	
区分	金額		
1 減債基金繰入金	△2,239	減債基金繰入金	△2,239
1 総務費雑入	1,326	栃木県市町村振興協会交付金	1,326
2 庁舎非常用電源整備事業債	△4,600	庁舎非常用電源整備事業費	△4,600
3 減収補填債	△104,100	減収補填債	△104,100
1 農道整備事業債	△200	農道整備事業費	△200
1 急傾斜地崩壊対策事業債	△500	急傾斜地崩壊対策事業費	△500
2 市道整備事業債	△4,900	市道整備事業費	△4,900
8 都市公園施設更新事業債	△1,200	都市公園施設更新事業費	△1,200
1 瀧澤家住宅保存事業債	△1,100	瀧澤家住宅保存事業費	△1,100
9 押上小学校校舎大規模改修事業債	△1,000	押上小学校校舎大規模改修事業費	△1,000
10 熟田小学校空調設置事業債	△100	熟田小学校空調設置事業費	△100
1 農林水産業施設災害復旧事業債	△1,500	農業用施設災害復旧事業費	△1,500
2 喜連川城温泉解体事業債	△1,200	喜連川城温泉解体事業費	△1,200

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	6,611,331	10,567	6,621,898		△4,600		15,167
1	総務管理費	6,172,326	10,567	6,182,893		△4,600		15,167
	5 財産管理費	247,320	△3,288	244,032		△4,600		1,312
	7 企画費	221,858	13,855	235,713				13,855

6	農林水産業費	619,619	1,623	621,242		△200		1,823	
	1	農業費	601,848	0	601,848		△200		200
		5 農地費	207,763	0	207,763		△200		200
	2	林業費	17,771	1,623	19,394				1,623
		1 林業費	17,771	1,623	19,394				1,623

7	商工費	1,734,640	0	1,734,640	19,297	△1,200		△18,097	
	1	商工費	1,734,640	0	1,734,640	19,297	△1,200		△18,097
		2 商工振興費	1,424,252	0	1,424,252	19,297			△19,297
	5 喜連川地区施設管理費	174,072	0	174,072		△1,200		1,200	

8	土木費	1,894,675	△2,400	1,892,275	△1,200	△6,600		5,400	
	1	土木管理費	139,365	0	139,365		△500		500
		1 土木総務費	139,365	0	139,365		△500		500
	2	道路橋梁費	709,060	0	709,060		△4,900		4,900
		1 道路維持費	298,410	0	298,410		△5,400		5,400
		2 道路建設改良費	341,650	0	341,650		13,100		△13,100
		3 橋梁維持費	69,000	0	69,000		△12,600		12,600

2 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△22	○庁舎非常用電源整備事業 業務委託料 △3,288
14 工事請負費	△3,266	工事請負費 △3,266
24 積立金	13,855	○総合政策課庶務事務 基金積立金 2,895 ○桜の郷づくり事業 基金積立金 10,960

		(財源更正)
24 積立金	1,623	○森林経営管理制度事業 基金積立金 1,623

		(財源更正)
		(財源更正)

		(財源更正)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	3	都市計画費	995,246	△2,400	992,846	△1,200	△1,200		
		3 公園費	178,859	△2,400	176,459	△1,200	△1,200		

10		教育費	3,067,489	1,367	3,068,856	1,000	△2,200	1,326	1,241
	2	小学校費	677,116	0	677,116	1,000	△1,100		100
		1 学校管理費	662,053	0	662,053	1,000	△1,100		100
	5	社会教育費	595,467	1,367	596,834		△1,100	1,326	1,141
		3 文化財保護費	39,105	0	39,105		△1,100		1,100
		8 博物館費	117,259	1,367	118,626			1,326	41

11		災害復旧費	9,998	0	9,998		△1,500		1,500
	1	農林水産業施設災害復旧費	7,998	0	7,998		△1,500		1,500
		1 農業用施設災害復旧費	7,998	0	7,998		△1,500		1,500

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	△2,400	○都市公園管理事業 工事請負費 △2,400 △2,400

		(財源更正)
		(財源更正)
24 積立金	1,367	○博物館作品購入等事業 基金積立金 1,367 1,367

		(財源更正)

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	14,656,406	14,029,164	1,284,003	1,701,304	13,611,863
(1) 総務	5,809,156	5,689,486	824,703	697,198	5,816,991
(2) 民生	509,998	435,948	10,400	74,244	372,104
(3) 衛生	299,881	330,697	22,700	23,738	329,659
(4) 農林水産	786,370	674,483	24,700	96,417	602,766
(5) 商工	0	0	33,800	0	33,800
(6) 土木	3,192,760	2,920,992	178,000	387,041	2,711,951
(7) 消防	709,856	702,831	2,000	81,507	623,324
(8) 教育	3,348,385	3,274,727	187,700	341,159	3,121,268
2 災害復旧費	12,169	69,032	25,300	3,738	90,594
(1) 公共土木施設	8,769	29,557	12,600	213	41,944
(2) 農林水産業施設	3,400	39,475	12,700	3,525	48,650
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	14,668,575	14,098,196	1,309,303	1,705,042	13,702,457

議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 5 号 令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年 5 月 13 日提出

さくら市長 花塚 隆志

専決処分第 5 号 専決処分書

令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,682 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 193 億 4,084 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 4 月 23 日

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
15 国 庫 支 出 金	2 国 庫 補 助 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,840,403	76,826	2,917,229
586,123	76,826	662,949
19,264,016	76,826	19,340,842

歳 出

款		項	
2	総務費		
		1	総務管理費
3	民生費		
		2	児童福祉費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,024,027	1,600	2,025,627
1,586,751	1,600	1,588,351
6,443,109	75,226	6,518,335
3,289,278	75,226	3,364,504
19,264,016	76,826	19,340,842

令和3年度さくら市一般会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				補正前の額
15	国	庫	支出金	2,840,403
		歳入	合計	19,264,016

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
76,826	2,917,229	
76,826	19,340,842	

歳出

款		補正前の額	補正額
2	総務費	2,024,027	1,600
3	民生費	6,443,109	75,226
歳出合計		19,264,016	76,826

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,025,627	1,600				
6,518,335	75,226				
19,340,842	76,826				

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	2,840,403	76,826	2,917,229
	2 国庫補助金	586,123	76,826	662,949
	2 民生費国庫補助金	82,970	76,826	159,796

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	76,826	低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業費補助金 74,000 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事務費補助金 2,826

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	2,024,027	1,600	2,025,627	1,600			
	1	総務管理費	1,586,751	1,600	1,588,351	1,600			
		9 情報処理費	267,443	1,600	269,043	1,600			

3		民生費	6,443,109	75,226	6,518,335	75,226			
	2	児童福祉費	3,289,278	75,226	3,364,504	75,226			
		8 低所得の子 育て世帯に 対する生活 支援特別給 付金事業費	0	75,226	75,226	75,226			

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	1,600	○住民情報関連システム管理事業 業務委託料	1,600 1,600

3 職員手当等	400	○低所得の子育て世帯に対する生 活支援特別給付金事業	75,226	
10 需用費	150		時間外勤務手当	400
11 役務費	676		消耗品費	150
			通信運搬費	126
			手数料	550
19 扶助費	74,000	扶助費	74,000	

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(331) 364	416,959	1,279,224	784,489	2,480,672	454,807	2,935,479	
補正前	(331) 364	416,959	1,279,224	784,089	2,480,272	454,807	2,935,079	
比 較	(0) 0	0	0	400	400	0	400	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	25,764	34,957	18,167	883	131,332	2,265
	補正前	25,764	34,957	18,167	883	130,932	2,265
	比 較	0	0	0	0	400	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	34,326	326,419	192,758	17,000	0	618
	補正前	34,326	326,419	192,758	17,000	0	618
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(5) 311	0	1,140,825	692,551	1,833,376	359,502	2,192,878	
補正前	(5) 311	0	1,140,825	692,151	1,832,976	359,502	2,192,478	
比 較	(0) 0	0	0	400	400	0	400	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	25,764	18,371	18,167	883	123,745	2,265
	補正前	25,764	18,371	18,167	883	123,345	2,265
	比 較	0	0	0	0	400	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	34,326	258,654	192,758	17,000	0	618
	補正前	34,326	258,654	192,758	17,000	0	618
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(326) 53	416,959	138,399	91,938	647,296	95,305	742,601	
補正前	(326) 53	416,959	138,399	91,938	647,296	95,305	742,601	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	16,586	0	0	7,587	0
	補正前	0	16,586	0	0	7,587	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	67,765	0	0	0	0
	補正前	0	67,765	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (※会計年度任用職員は含まない。)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	400	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	400	生活支援特別給付金事業による	

議案第 6 号

押上小学校大規模改造工事請負契約について

令和 3 年 4 月 27 日条件付き一般競争入札に付した押上小学校大規模改造工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 55 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 押上小学校大規模改造工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 225,500,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 栃木県さくら市草川 66 番地 1
株式会社 荒牧組
代表取締役 杉山 剛 |

令和 3 年 5 月 13 日提出

さくら市長 花塚隆志